

評価基準

No	評価項目	評価のポイント	配点	
1	実施体制 (30点)	①業務履行体制	<ul style="list-style-type: none"> ・業務実施体制の妥当性 	10
			<ul style="list-style-type: none"> ・本業務に関する業務配置予定者が資格を有しているか 	
	②業務実績	<ul style="list-style-type: none"> ・アリーナに関するPFI事業の実績があるか ・その他スポーツ施設に関するPFI事業の実績があるか 	20	
		<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ庁のスタジアム・アリーナ改革推進事業又はその他のスポーツ庁委託事業の実績があるか ・各省庁の類似委託事業の実績があるか 		
2	提案に対する 評価 (50点)	①官民連携手法に関する考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・従来方式で運営を行ってきた施設について、官民連携手法を導入する場合に想定される課題と対応方法についての考え方が明確であるか 	10
		②調査についての考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・各種調査手法（調査方法、内容、件数等）について効果的な手法が提示されているか 	10
		③浜松アリーナの整備に関する考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・現段階で考える浜松アリーナの整備提案について提示されているか 	10
		④まちづくりに関する考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・施設を中心とした周辺地域の活性化などの波及効果についての考え方が提示されているか 	10
		⑤提案の独創性	<ul style="list-style-type: none"> ・提案者のノウハウを活かしてできる提案がなされているか 	10
3	ヒアリング (15点)	-	<ul style="list-style-type: none"> ・業務への取り組み意欲、作成資料の内容 	15
			<ul style="list-style-type: none"> ・質問に対する対応性 	
4	その他 (5点)	<ul style="list-style-type: none"> ・社会貢献活動等に係る認証等の有無の評価基準 	5	
合計			100	

提案者の順位決定方法

- 1 提出された企画提案書等を評価基準に基づいて評価し、各評価委員の採点の合計点が最も高い者を受託候補者とする
- 2 全委員の平均点を算出し、最高得点の団体等が優先交渉権者となる
- 3 点数が同点になった場合は、次の方法により順位を決定する
 - (1) 評価項目2「提案に対する評価」の合計点数が高い者を上位とする
 - (2) (1)も同点の場合は評価項目1「実施体制」の合計点数が高いものを上位とする
- 4 評価項目のうち、1①、②、4については、スポーツ振興課で事前に採点を行う
- 5 採点基準
 - (1) 3段階(A～C)にて評価する

点数	A	B	C
	特に優れている	普通	不十分
5点	5点	3点	1点
10点	10点	5点	1点

- (2) 社会貢献活動等に係る認証等の有無の評価基準
配点・浜松市ワーク・ライフ・バランス等推進事業所の認証

配点	・浜松市ワーク・ライフ・バランス等推進事業所の認証 ・浜松市消防団協力事業所の認定 ・浜松市高齢者活躍宣言事業所の認定 ・健康経営優良法人の認定（経済産業省） ・浜松市外国人材活躍宣言事業所の認定 ・浜松市企業のCSR活躍表彰		
	4項目以上取得	2～3項目取得	1項目取得
5点	5点	3点	1点

- 6 最低基準点については60点とする